

令和4年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第38号

専決処分承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和4年3月31日に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付等に係る措置（第73条の2及び第73条の3関係）

固定資産課税台帳に記載されている事項に係る証明書の交付等を行うことにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、一定の措置を講じた上で、証明書の交付等を行うことができることを明確化する。

イ 固定資産税の課税標準の特例措置（附則第10条の2関係）

(ア) 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設について、特例措置の適用対象を新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定した上で、課税標準をその価格に5分の4（現行：4分の3）を乗じて得た額とする。

(イ) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、当該土地に対して新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度間は、課税標準をその価格に4分の3を乗じて得た額とする。

ウ 土地に係る固定資産税の負担調整措置（附則第12条関係）

令和4年度に限り、負担調整措置により商業地等の税額が上昇する場合には、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額を限度とし、当該土地の令和4年度の課税標準額とする。

エ その他規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、改正後の松伏町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 2(1)イ(ア)は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第39号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

- (1) 職員に支給される令和4年度以降の期末手当の支給割合の改定（第17条の4関係）

| 支給月 | 改定前 | 改定後 |
|------|---------|--------|
| 6月期 | 1. 275月 | 1. 20月 |
| 12月期 | | |

- (2) 再任用職員に支給される令和4年度以降の期末手当の支給割合の改定（第17条の4関係）

| 支給月 | 改定前 | 改定後 |
|------|---------|---------|
| 6月期 | 0. 725月 | 0. 675月 |
| 12月期 | | |

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当については、改正後の期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日におけるア及びイに掲げる職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

ア 再任用職員以外の職員 127. 5分の15

イ 再任用職員 72. 5分の10

議案第40号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

- (1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される令和4年度以降の期末手当の支給割合の改定

| 支給月 | 改定前 | 改定後 |
|------|---------|--------|
| 6月期 | 2. 225月 | 2. 15月 |
| 12月期 | | |

- (2) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

教育長に支給される令和4年度以降の期末手当の支給割合の改定

| 支給月 | 改定前 | 改定後 |
|------|---------|--------|
| 6月期 | 2. 225月 | 2. 15月 |
| 12月期 | | |

- (3) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第3条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和4年度以降の期末手当の支給割合の改定

| 支給月 | 改定前 | 改定後 |
|------|---------|--------|
| 6月期 | 2. 225月 | 2. 15月 |
| 12月期 | | |

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当については、改正後の期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に $222\frac{5}{15}$ を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。